

ビジネス・ブレイクスルー大学 人を対象とする研究に関する倫理審査について

第 1 章 「人を対象とする研究」について

本学における倫理審査の対象となる「人を対象とする研究」とは、一般市民、地域住民、学生など生身の人に対して、アンケート調査、聞き取り調査などの手法により、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行われる研究活動を指しています。「人を対象とする研究」における「研究対象者」とは、研究の対象となり、研究に協力することを承諾した方を指しますが、一旦協力を承諾し、その後撤回され辞退した方も「研究対象者」に含まれます。研究の途上で研究への協力を辞退された方に対しても、同様に人権擁護等の配慮が必要であるからです。

第 2 章 ビジネス・ブレイクスルー大学において倫理審査の対象となる研究

どのような研究においても人権は擁護され、関係する法規等は遵守されなければなりません。なかでも研究対象者の人権や福祉への配慮は特に優先されるべきです。研究対象者に対する倫理上の配慮は、本学においても研究者が日頃から十分に留意されていることであって、そうした配慮のもとで行われている「人を対象とする研究」が一律に倫理審査の対象となるわけではありません。本学における倫理審査の対象は、本学で行われる人を対象とする研究のうち、事前に本学において倫理審査を受ける必要がある研究計画です。事前の倫理審査が必要となるケースについては、以下のような状況が想定されます。

想定される事前の倫理審査が必要となるケース

- (1) 研究実施にあたり倫理上の問題が生じる恐れがある場合
- (2) 法令等により所属機関の倫理審査を受けることが義務付けられている場合
- (3) 研究費申請あるいは学会等への論文投稿・学会発表等に際し、所属機関の倫理審査を受けることが義務付けられている場合
- (4) 共同研究の相手企業等から研究実施にあたり所属機関の倫理審査を受けることを要請されている場合
- (5) その他研究を実施するにあたり事前に倫理審査を受ける必要がある場合

第 3 章 人を対象とする研究に関するガイドライン

人を対象とする研究を行う際は、「ビジネス・ブレイクスルー大学 人を対象とする研究に関するガイドライン」を確認の上、研究の準備をおこなってください。

第 4 章 倫理審査について

人を対象とする研究に関する倫理審査を受ける場合は、academic@ohmae.ac.jpへご連絡ください。研究説明書、同意書、同意撤回書について様式の指定はありませんが、ご準備下さい。審議に要する時間を考慮され、研究開始まで十分に余裕を持って申請を行ってください。